

労働者災害補償保険法逐条解説テキスト

弁護士 酒井 廣 幸

第 1 総論

①	目的 (1 条)
②	政府が管掌 (2 条)
③	保険給付と社会復帰事業 (2 条の 2)
④	適用事業 (3 条)
⑤	暫定適用除外・暫定任意適用事業 (昭和 44 年附則 12 条)
⑥	政省令制定の際の労働政策審議会の意見聴取 (5 条)

1 条 目的

労働者災害補償保険は、**業務上の事由又は通勤**による労働者の**負傷、疾病、障害、死亡等**に対して**迅速かつ公正な保護**をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、疾病にかかった労働者の**社会復帰の促進**、当該労働者及びその**遺族の援護**、労働者の**安全及び衛生の確保等**を図り、もって**労働者の福祉**の増進に寄与すること目的とする。

1 労基法上の災害補償責任との関係

その仕組みは、労基法上の災害補償責任を具体化するものとして、事業主が保険料を全額負担し、被災労働者が保険給付を受けるというものです。ここでは、保険料を払う人（*事業主）と保険給付をもらう人（*労働者）が異なるという特徴があります。その法的な性格は、使用者の災害補償責任の責任保険です。立法提案当時の名前は、「労働者災害責任保険」でした。業務危険・企業危険についての使用者の無過失責任を根拠にして、使用者の労基法上の補償責任の実効性を確保するためのものです。

しかし、かつての労基法の災害補償に対応した保険制度という姿から、労働災害の補償を中核にした労働条件を巡る使用者責任の分野に関する総合的な保険制度とも言うべき実質を有するに至っています。1 条の条文の中にも、「労働者の福祉の増進に寄与する」ことも目的とされ、責任保険以上に広い幅において捉えられています。

2 保険事故

年金保険と同じく年金及び一時金の給付を行うが、給付事由が業務災害・通勤災害に限られます。すなわち、カバーすべき危険の範囲としては、当該危険が業務に内在ないしは通常随伴していると認められるかどうかを基準とされています。

* プラス「迅速かつ公正な保護」

保険という制度上、保険事故が生じた場合に保険をかけている事業主に保険給付を支給し、事業主から労働者に交付させると、迅速性に欠け、また事業主による不正の危険もあり得ること

から、直制労働者への保険給付を行うことにしたものです。

労働基準法の災害補償規定との関係

労災保険法があることから、労基法上の災害補償規定は意味を失っていますか？

1 労基法84条1項

最判平成27・6・8（学校法人専修大学事件）は、「労災保険制度は、労働基準法により使用者が負う災害補償義務の存在を前提として、その補償負担の緩和を図りつつ被災した労働者の迅速かつ公正な庇護を確保するため、使用者による災害補償に代わる保険給付を行う制度であるということができ、このような労災保険法に基づく保険給付の実質は、使用者の災害補償義務を政府が保険給付の形式で行うもの」と位置づけています。労災保険法に基づく給付が行われる場合、使用者は、労基法の災害補償責任を免れます（労基法84条1項）。

2 存在意義

しかし、労基法上の災害補償規定は、次の3点でなお存在意義を有しています。①労災保険法の対象とならない最初の3日間に対する休業補償、②業務上災害の定義は、労基法とその規則によっていること（とりわけ業務上疾病の列举）、③暫定任意適用事業（個人経営の農林・畜産・水産業で小規模なもの）における労基法上の労災補償。

2条 保険者（運営主体）

労働者災害補償保険は、**政府**が、これを管掌する。

政府が管掌するとは、政府が保険者である。労災保険に関する事務は、原則、都道府県労働局長（適用、徴収、二次健康診断等給付）がおこない、一部は労働基準監督署が行います。管轄は事業場の所在地の労働基準監督署（労災課）です（規則1条3項）。

なお、労災保険には、「被保険者」という概念はありません。被保険者に相当するものとして労災保険の適用を受ける労働者として「適用労働者」という表現が使われることがあります。

*プラス1 厚労大臣の都道府県労働局長への権限の委任（49条の5）

厚生労働大臣の権限は、その一部を都道府県労働局長に委任することができます。

*プラス2 労働基準監督署長が行う事務（規則1条2項・3項）

保険給付（二次健康診断等給付を除く→都道府県労働局）	労災就学等援護費の支給	特別支給金の支給	厚労省労働基準局長が定める給付に関する事務 ⇒ 休業補償特別援護金
----------------------------	-------------	----------	--------------------------------------

2条の2 保険給付と社会復帰促進等事業

・第1条の目的を達成するため、**業務上の事由又は通勤**による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して**保険給付**を行うほか、**社会復帰促進等事業**を行うことができる。

1 保険給付